

平成27年第1回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成27年3月16日（第11日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 川崎一平 | 10番 | 秀島和善 |
| 2番 | 前田弘次郎 | 11番 | 井崎好信 |
| 3番 | 溝口誠 | 12番 | 大串弘昭 |
| 4番 | 大串武次 | 13番 | 内野さよ子 |
| 5番 | 吉岡英允 | 14番 | 西山清則 |
| 6番 | 片渕彰 | 15番 | 岩永英毅 |
| 7番 | 草場祥則 | 16番 | 溝上良夫 |
| 8番 | 片渕栄二郎 | 17番 | 久原房義 |
| 9番 | 久原久男 | 18番 | 白武悟 |

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|--------|------|-----------|--------|
| 町長 | 田島健一 | 副町長 | 杉原忍 |
| 教育長 | 江口武好 | 総務課長 | 百武和義 |
| 企画財政課長 | 片渕克也 | 税務課長 | 吉原拓海 |
| 住民課長 | 渕上隆文 | 保健福祉課長 | 堤正久 |
| 長寿社会課長 | 片渕敏久 | 水道課長 | 荒木安雄 |
| 下水道課長 | 赤坂和俊 | 産業課長 | 赤坂隆義 |
| 農村整備課長 | 嶋江政喜 | 建設課長 | 岩永康博 |
| 会計管理者 | 岩永信秀 | 学校教育課長 | 本山隆也 |
| 生涯学習課長 | 小川豊年 | 農業委員会事務局長 | 一ノ瀬美佐子 |

(総務部門)

収納対策専門監 井崎直樹

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 鶴崎俊昭 |
| 議事係長 | 久原雅紀 |
| 議事係書記 | 片渕英昭 |

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

- | | | |
|------|---------------------------------------|----|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 議案第1号 白石町行政手続条例の一部を改正する条例について | |
| 日程第3 | 議案第2号 白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について | |
| 日程第4 | 議案第3号 白石町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について | |
| 日程第5 | 議案第16号 新町まちづくり計画（新町建設計画）の変更について | |
| 日程第6 | 議案第18号 人権擁護委員候補者の推薦について | |
| 日程第7 | 議案第19号 人権擁護委員候補者の推薦について | |
| 日程第8 | 議案第26号 平成27年度白石町一般会計予算 （総務部門の質疑のみ） | |
| 日程第9 | 追加議案の上程（提案理由の説明） | |
| | 議案第32号の予算関係 | 1件 |
| | 議案第33号の人事関係 | 1件 |
| | 議案第34号の協議 | 1件 |

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、井崎好信議員、大串弘昭議員の両名を指名いたします。

議案第32号、議案第33号及び議案第34号が追加提案をされました。これは皆さんのお手元に配付しているものであります。

お諮りします。

これを日程に追加し、日程第9として議題にしたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第32号、議案第33号及び議案第34号を日程に追加し、日程第9とすることに決定しました。

本日の議事進行について申し上げます。

本日は、総務部門の議案を審議いたします。審議は、質疑、討論、採決の順で行います。なお、平成27年度一般会計予算は質疑のみにとどめ、最終日に討論、採決を行います。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、議案第1号「白石町行政手続条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号「白石町行政手続条例の一部を改正する条例について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第3

○白武 悟議長

日程第3、議案第2号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○久原房義議員

議案第2号につきましては、白石町の職員としては初めてのことで、東京事務所に派遣をするというようなことでの改正案でございますが、これについては、もちろん職員1名ということではございますけども、奥さんとかあるいは子供さんとか家族がおられる場合もあるでしょうしおられない場合もあるでしょうけども、今回どういうことかわかりませんが、家族がもしおられた場合に、家族ともどもに東京のほうに一定期間住所を移していくというような、もしそういったことになった場合のことも含めて今回この改正がなされておるのかどうか、その辺についての見解をお尋ねしたいと思っております。

○百武和義総務課長

今回の首都圏営業本部への派遣について、家族がいる場合も一緒に東京のほうに行けるのかという御質問だと思いますけども、この件に関しましては、議案第2号の給与に関する条例のほうでは特に関連はございませんけども、次の議案第3号のほうで提案申し上げておりますが、家族ともども東京のほうに行けるということを想定して

手当のほうは考えておりますので、それは十分考えての措置はしているところでございまして、家族一緒に行けるということになっております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

改正案と現行に関するもので、10の1ページなんですけれども、この中に先日特殊通勤手当ということで言われました。特殊通勤手当というのは、これまでも何かあったのかどうかですけど、特殊なものに限ってだと思えます。そのときの説明で、課長が制度はあったがという言葉をおっしゃいました。制度はあったがということで、まずは単純に漏れていたのか、それとも制度にないものを制度として行っていたのか、その辺のところを議案第2号と議案第3号に関してもなんですけど、同じような形で旅費の種類の嘱託料というようなことも記載漏れというような言葉をおっしゃいました。ああいうのはちょっとおかしいのではないかというふうに思いますので、その辺の説明をお願いします。

○百武和義総務課長

今回の2号議案での新旧対照表10分の1ページの第2条の特殊勤務手当、それから次に出てきます嘱託料、これについては、提案の説明のときには一応掲載漏れということで御説明申し上げておりました。そのときも説明しましたように、特殊勤務手当については制度はございますが、この第2条の中で手当としてうたっていなかったということで、追加をさせていただいております。

この中身につきましては、今回有田町のほうで発生をいたしましたけども、例えばの例ですけども、鳥インフルエンザ等が発生した場合に、感染症防疫作業、こういったことに従事したときの手当、そういったものを想定したものがこの特殊勤務手当でございます。

次、嘱託料についても、今現在は海外出張した場合に該当するというぐらいで、特に事例はあっておりませんが、これも記載が漏れていたということで、今回の改正にあわせて修正をお願いしたところでございます。

以上です。

○内野さよ子議員

そういうふうなきちとした事情があるならば、今後はきちっと中に入れておいたほうが。言葉的に記載漏れとか制度にないものがあったのかとかとちょっと勘違いをさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○岩永英毅議員

これは、県あたりは既にずっと経験済みですので、県の条例をある程度参考にされての条文でしょうか。

○百武和義総務課長

この首都圏営業本部への派遣に際しまして条例改正をする場合は、県それから今現在派遣をしておられる佐賀市、鹿島市それから玄海町、この3町の事例をいろいろ勉強させていただきながら、それに準じた形で今回改正をお願いしております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第2号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第4

○白武 悟議長

日程第4、議案第3号「白石町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

これ移転料とか嘱託料の話なんですけども、これ議案第2号にあったかもしれませんが、出張の期間はどこに書いてあるのかちょっと教えてもらいたい。

それと、その期間。例えば職務の研修で1カ月東京に行かなきゃいけないという形、半月とか2週間とか、そういうときにはこれは対応しないと思うんですけども、この期間はどこに書いてあるのか、ちょっと教えてください。

○百武和義総務課長

特に期間という定めはございません。この移転料については、前回申し上げましたように、引っ越しのための経費という性格のものでございまして、この表のほうを御説明いたしましたけども、6分の5ページの右から3番目の枠欄、路程1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満。白石から首都圏営業本部までが1,230キロという

ことになりまして、この距離の該当するところがここですので、26万1,000円という金額が書いてあります。

また、6分の3ページに戻っていただきたいと思いますが、上から5行目、第17条の2号、赴任の際扶養親族を移転しない場合には前後に規定する額の2分の1に相当する額という規定をしておりますので、今回の扶養親族は移転しませんので、先ほどいいました26万1,000円の2分の1ということで13万500円、これが今回の移転料ということで、行くときの1回限りという性格のものでございます。

それとあと、その真ん中ほどちょっと下に着後手当とございますけれども、ここが赴任してからの雑費という扱いのものでございまして、これについては申し上げましたように、第18条のただし書きの欄に本町は今回は該当いたします。宿舎を既に決定しているということで、このただし書きのところに決定をいたしますけれども。ちなみに金額を申し上げますと、この日当定額の2日分、これが2,000円掛ける2日ということになります。それから、赴任に伴い住所または居所を移転した地域の区分に応じた宿泊料定額の二夜分、これが1万900円の2日分ということで、合計で2万5,800円が今回の着後手当ということになります。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第3号「白石町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第5

○白武 悟議長

日程第5、議案第16号「新町まちづくり計画（新町建設計画）の変更について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

説明に別紙1と別紙2というのがありますけれども、ページが書いてありませんので、済みません。

それで、歳入と歳出という項目があります。それで見て最初の10年間ということで新町まちづくり計画、これだと思いますが、これに示してありました。今後あと5年

間が合併特例債の期間がふえるということになって、今後新たに5年間を追加をしてやるのだと思いますが、それを見ても、最近の財政計画を見ると違うなと思うところも何点かあると思います。この表と10年間立てたときの計画を見てその違い等が何点か主なものがありましたらそれをお願いします。

それから、もう一点ですけれども、この歳入のところの区分分けのところですが、以前は交付金というのが項目が幾つかに分かれていました。今回は各種交付金ということで5つぐらいのをまとめて書いてあります。その辺のところはこんなにまとめて今回よかったのかということと、その下の使用料と手数料というところが10年間の分についてはまとめて書いてありました。こういうようなものは分ける必要があるのかなとか、今回15年になってわざわざ分けてあります。その辺のところについて意味があるのかと、お願いします。

○片渕克也企画財政課長

別紙1が合併協議会のときに作成をしました新町まちづくり計画の財政計画であります。この時点においてはまだ合併をしておりませんので、それぞれの町の14年度の決算をもとに、過去の分析をもとにそれぞれ積み上げをして出したものであります。そして、将来にわたっては一定の法則といいますか、シミュレーションのソフトに入れまして、そしてどのくらいの財政的な力があるのか、投資的経費に回す余裕がどのくらいあるのかとか、そういったこれを一定のソフトに入れ込んで推計をいたした数字でございます。

別紙の2は、これは実際に26年度はまだ決算が終わっておりませんが、25年度までの決算額を入れたものでございます。それぞれの例えば各種交付金というふうに一応一まとめにしておりますが、特に理由といったところはございませんけれども、ここについては決算額であって、一々個別に出すという必要性もないというようなところから一応一括でまとめておりますけれども、内訳はそれぞれ積み上げて計算をしたものでございます。

使用料と手数料につきましては、今度は逆にそれぞれ分けたというのは、保育所の民営化等でその区分が大きく変わってまいりますので、あえて2つに分けて計上をしているというふうなところであります。

以上であります。

○内野さよ子議員

私が質問したのは、10年間を見通しての計画と、それから15年間、今度少し変わっているんですけど、10年前としたらこういう見通しが違ったとか、そういうようなポイントが幾つかあると思うんですが、それをお尋ねしました。

○片渕克也企画財政課長

まず、合併前は当時の内閣の骨太方針というのが出されて、いわゆる地方交付税がどんどん減らされるというような見通しでありました。そのこともあって合併というような流れができたのかなと思います。ただ、リーマン・ショック以後にいろんな経

済対策というのがずっと続けて実施をされましたので、町の財政的な運営としては、当初見込んでいたよりもかなりいいほうに転換してきたという過去の実績があるというように思います。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○岩永英毅議員

別紙が新旧対照表のことかこっちのことかわかりませんが、これも新旧対照表では変更したほうがいいんじゃないかというところが多数見受けられますけども。特に序章のほうでは、第1章の序論の中で、1行目の白石、福富、有明3町ではという書き出しになっておりますけども、ここは10年もたってるんで、白石町ではいいんじゃないかと、見直ししたときには。

また、(2)の少子・高齢化社会への対応、ここでも白石、福富、有明3町ではと、ここら辺は特に高齢化のことも新聞報道のとおり消滅と表現されたりなんかされておりますんで、そこら辺を序章では持ってきたほうがいいんじゃないかと。

見出しも、合併の必要性ということになつてますんで、そこら辺の題、見出しも、もう合併してるんだから、合併の必要性というのか、これからのまちづくり計画ですので、一定期間過ぎたところの前向きの計画という表現をしたほうがいいんじゃないか、そういうふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○片渕克也企画財政課長

この新町まちづくり計画というのは、平成16年3月に白石、福富、有明3町合併協議会の中で確認されてできた計画でございます。また、27年3月、今回に改定をすることとなっておりますけども、基本的には合併協議会で策定して、合併したらこういう町をつくりましょうという前提でできた計画でございます。この計画に基づいて、いわゆる合併の特例を受けることができると、この計画に、各表に計上している事業について合併の特例債を受けることができるというようなことになっております。

合併協議会の中で決められた基本部分についてはそのまま継承していくと、いわゆる合併以前に決めたことはそのままあと5年間引き延ばしていきますよという考え方であります。ですから、この計画の期間をあと5年延長しますと、それと各事業について、ああもう少しこの事業も延ばしてやったほうがいいねというようなやつをこの新旧対照表の中に加えているというふうなことでございます。ですから、この計画自体は、合併以前に合併協議会で策定した計画でありまして、この計画の基本的事項はそのままあと5年間延ばしますよというふうなところで考えをいたしているところでございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第16号「新町まちづくり計画（新町建設計画）の変更について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第6

○白武 悟議長

日程第6、議案第18号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

採決をいたします。本案は、人権擁護委員候補者に片渕邦子氏を推薦するに当たり議会の意見を求めるものであります。

お諮りします。

議会の意見として異議なしと付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第18号は異議なしと答申することに決定しました。

日程第7

○白武 悟議長

日程第7、議案第19号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

採決をいたします。本案は、人権擁護委員候補者に草場加代子氏を推薦するに当たり議会の意見を求めるものであります。

お諮りします。

議会の意見として異議なしと付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第19号は異議なしと答申することに決定しました。

日程第8

○白武 悟議長

日程第8、議案第26号「平成27年度白石町一般会計予算」の総務部門を議題とします。

これより質疑に入ります。

なお、質疑の際は、予算書の何ページ、予算説明資料の何ページとはっきりお示しをください。

まず初めに、1ページから歳入44ページまで、総務部門について質疑ありませんか。

○井崎好信議員

13ページでございます。

私、今回一般質問で白石町新拓の貯水池における太陽光発電の件につきまして一般質問いたしました。そのときちょっと聞き忘れておりましたので、税務課長にお伺いをしたいというふうに思います。あそこが契約に至ってないというようなことで、答弁できない部分もあるかと思えますけれども、答弁できる範囲でよろしゅうございます。

あそこに契約をして設置というふうなことになる時に、町税関係、町の法人税なりあるいは固定資産税なり、そういったことの課税の対象になるのか、その辺の方向性、その辺のところをお答えいただきたいというふうに思います。

○吉原拓海税務課長

井崎議員によるメガソーラーの一般質問の中での収入についてというふうな御質問だと思います。

まず、メガソーラーが設置されますと、規模にもよりますが恐らく50キロ以上になるのかなと思っております。そうなりますと、事業所の設置がされるというふうなことになりますと、町税の関係では法人税と固定資産税、特に償却資産の課税というふうなことになると思います。法人税につきましては、均等割と税割学というふうなことで2段階で課税しております。

均等割につきましては、法人の資本金と従業員数によって異なりますけど、300万円から5万円お願いするというふうなことになる、そこの中のどの規模になるかはっきりつかんでおりませんが、そういうふうになると思います。

それと、税割額につきましては、その法人が所得を、白石町においては支店ということで分割法人になると思いますので、その法人全体が上げる総所得額を白石町における従業員数で案分した金額を出しまして、12.3%ですね、で課税することになります。税割額が。

それと、償却資産につきましては、恐らく太陽光パネルそれと基礎等を設置されると思います。それと、もう一つは、相当な規模になると思いますので、フェンス等も

設置されると思います。そういうふうなものにつきまして、固定資産の償却資産ということで課税していきますので、これも総規模がどのくらいの程度になるか今のところわかっておりませんので、その分につきまして1.4%の償却資産の課税がなされるものと思います。法人につきましては、昨年10月からの事業開始年度で12.3%と申し上げましたけど、9.7%に改正されております。

以上です。

○井崎好信議員

そういたしますと、賃貸料のほかにそういった町民税関係の固定資産、償却資産というようなことで、相当額の税額になるかと思っておりますということで理解していいわけですね。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○片渕 彰議員

ページのほうは35ページ、58ページ、59ページです。説明書のほうでは9ページ、ふるさと応援事業ということでお尋ねをいたします。

これについて、ふるさと納税の寄附者に対する58ページにもありますが、謝礼金として20万円、それから特産の配送委託料、ここ400万円載っております。この違いがどういうものかお尋ねします。

それと、1,000万円の寄附金の予定をなさっておりますが、今現在いろんな地域で億の金を動かすようなふるさと納税の寄附金がありますので、目標としてどうして1,000万円ぐらいで目標を持ったのか、その辺をあわせてお尋ねします。

○片渕克也企画財政課長

まず、報償費の20万円の謝礼金については、町が直接お渡しするという、例えば今職員の方も町外からの方結構来ていただいておりますので、その方たちには、特産品という形じゃなくて商工会の商品券をもって謝礼というふうに、わずかでございますけどもさせていただいております。そういう部分をここに計上しております。

400万円のほうは、一応白石町のPR推進協議会、直売所とかJAさんとかいろんなグループで今協議会を設立しておられますけども、そこに一括して送料まで込みで委託をしたいというふうなことで考えております。

何で1,000万円かということですがけれども、当面1,000万円ということをお願いをいたしております。インターネットのほうで今ふるさとチョイスという、まだ正式契約でなくてお試しで今載せておりますけれども、それだけでも結構小口でありますけれども、白石町っておもしろかごとというふうなことで寄附をしていただく方が件数的にふえております。4月に本格的に載せていくこととなりますけれども、とりあえずは1,000万円ですけども、中では、もう少し期待をしているところでございます。できれば補正予算でもお願いできればなというふうに考えてはおります。

以上です。

○片渚 彰議員

今の件ですが、今後4月から1,000万円に向けて、いろんな地域でふるさと納税を何億円と稼いでいる町もありますが、そこはいろんな種類を季節的に贈るとかいろいろ。10万円以上はこういうふうにしますよとかという、そういう計画等はこういうふうを持っておられるのかお尋ねします。

○片渚克也企画財政課長

一応何百万円という方に限ってはあれですけども、送料まで込んでの話ですけども、おおむね2分の1程度を返礼にかけたいなというふうに考えております。ただ、最近国のほうでも文書をもって、新聞にも載っておりましたけれども、いわゆる通信販売、ああいう形にならないようにということで、あくまでもふるさと寄附金という本旨を逸脱しないようにということで、総務省のほうからも文書で参っておりますので、その辺は十分に考えながら。そして、なるべく特産品のPRをしていきたいなというふうに考えております。

それと、例えば10万円いただいて5万円相当額ということで考えますと、特産品でまずタマネギ、レンコン、イチゴ、ノリ、これらを考えてます。特にタマネギとかになればかなり量が多くなりまして、いただいた人もタマネギ20キロもらっても食べ切らんというようなことになりかねませんので、その辺も考えながら6次産品あたりも入れていかないと、なかなか金額的に希望されるようなところにはならないのかなというふうに考えておりますので、組み合わせを今後PR推進協議会と協議をしながら決めていきたいというふうに考えております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○片渚栄二郎議員

予算書18ページの真ん中の枠の中でございます。地方交付税の中で、普通交付税については合併の優遇措置が切れたというようなことで、1億円の減ということで説明を受けておりますけれども、その下段の特別交付税についてでございます。昨年の当初予算書と比較をいたしますと、増額の予算を計上されているようでございます。こういったことについて、特別交付税の増額についての考えを聞かせていただければと思っております。

○片渚克也企画財政課長

今年度は、まず私のところの事業ですけども、総合管理計画の策定をするということで計画をしております。そのほか地域おこし協力隊の事業、それからアドバイザーの事業等を計画をいたしております。これらの事業については、特別交付税の中で措置がされるということで、地域おこし協力隊は上限が400万円です。それから、総

合管理計画については2分の1というふうなことで、アドバイザーも200万円上限ということで措置がされるというようなことで、一応増加ということを期待して5,000万円増加をしております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○大串弘昭議員

44ページになりますけど、町債の件でお伺いいたしますが、1番、2番、4番ということで、過疎対策事業費から臨時財政対策費、合併特例債とございますけども、これは後で調書はつけてありましたか。どういうふうな事業を今年度予定をされているのか、その辺についてお尋ねをしたいと思うんですが。

○片渕克也企画財政課長

説明資料の108ページをお開きいただきたいと思います。

過疎対策事業債19億1,800万円でございますけれども、起債の欄に掲げております数字でございます。まず、国営筑後川下流の白石土地改良事業の償還負担金に17億4,000万円、それから道路新設改良事業に5,500万円、社会資本整備総合交付金、これも道路の改良関係でございますけども4,500万円というふうなことで考えております。

そのほか、過疎対策事業につきましては、ソフト事業にも充当可能でございますので、地域づくり推進費に1,500万円、敬老の日記念事業、緊急通報体制等整備事業、地域医療体制事業、子供の医療事業費、小学生、中学生の医療事業費、まちおこし事業、ロードレース大会にそれぞれここに掲げている事業費を起債予定でございます。あわせまして、ソフト分として7,800万円を予定をいたしております。

それと、合併特例債の予定でございますけれども、合併特例債として道路ストック総点検事業、これ既存の道路の舗装の打ちかえの事業でございますけども、これに3,900万円、橋梁長寿命化事業、これも橋梁の長寿命化をやるものですが、これに2,600万円というふうに、合わせて6,500万円を予定しているところでございます。

○大串弘昭議員

聞いておりますと、今後は合併特例債からいわゆる過疎対策のほうにウエートを置くといいますか、こちらのほうが有利というか、そういうふうな話も聞いたんですけども、そういったことで今後は過疎対策に重点を置かれるということになりますか。

○片渕克也企画財政課長

27年度の場合は筑後川下流の一括償還ということで特別な事情がございまして、相当大きな起債額となっておりますけれども、今後も一応起債の上限を全部で8億円というふうなルールは継続していかねばならないだろうというふうに考えております。そういった中で、過疎対策事業債が一番有利な起債なんですけれども、この割り当てがなかなかまいりませんので、その割り当てがこない部分は合併特例債という形で進

めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に歳出に移ります。

1 款議会費及び2 款総務費、ページ数で申し上げますと45ページから53ページの文書管理費使用料及び賃借料まで、質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

51ページの備品購入費、高速フルカラー印刷機購入470万円、これは新たに購入するものだと思いますけど、今まではどういう形で対応されてたんでしょうか。これは単純に文字の意味からすると輪転機のカラー版だというふうに考えていいんですか。

○百武和義総務課長

51ページの備品購入費、高速フルカラー印刷機購入470万円、これにつきましては、今現在2階の印刷室にある印刷機でございまして、先ほど言われたように、輪転機でカラー刷りまでできるという印刷機でございまして、これが平成21年1月に購入しておりましたものです。6年を経過いたしまして故障が頻繁に起きておりまして、ちょっと高額ですけども前回も大体このような金額の機械でございました。これを新しく更新をさせていただくというものでございます。

以上です。

○溝上良夫議員

リースと購入の関係は調べられましたか。効果、効果じゃない、ちょっと……。

(「リース」と呼ぶ者あり)

○百武和義総務課長

特に細かい金額までの比較はしておりませんが、これまでの導入結果からしますと、リースよりも購入のほうが安くつくということは明確でございまして、いろいろな学校関係の備品とかもそういったことで購入のほうに移行をしております、今回も購入でいきたいということにいたしております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次にページ数53ページの財政管理費から56ページの行財政事務改善費まで、質疑ありませんか。

○岩永英毅議員

55ページ、AED購入費30万円、これはまだつけてなかったところのどこかあったとですか、それとも更新のための購入ですか。

○片渚克也企画財政課長

庁舎用のAEDについて、設置から年数が相当経過しておりますので、これを更新をしたいと。今警備員室と1階の正面のところにございますけども、更新をする予定でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原久男議員

その上の55ページ、公用車の購入費、これ軽自動車のバンを購入されるということですが、使用する部署といいますかどこで使用されるのか、その点について。

○片渚克也企画財政課長

一番古くなった車を廃車をいたしまして、1台更新をしたいということで考えております。どこでというか、これは本庁舎用で、職員みんなが使うという形で使用するものでございます。

○岩永英毅議員

今に関連してですけども、電気自動車は普及のためということでありましてけれども、今度水素ガスの充填箇所あたりもずっと普及すると、国会ではそういう答弁だったです。この辺、水素ガスの普及用の車ではなかとですか。

○片渚克也企画財政課長

水素自動車については、今まだ国のほうでずっと水素ステーションの建設とか、そういったことで進められておるようでございます。この辺の水素ステーションの設置、道の駅なんかももし、あと四、五年先ですけども、そういう時代になるのかなというのはおりますけれども、ある程度水素ステーション等の設置が進んでいきますれば恐らくそういったエネルギー関係の助成等もあるのかなと思いますので、そういった場合には手を挙げて導入していきたいなというふうに考えております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原久男議員

また、車のことですが、電気自動車の充電設備ですか、充電する場所が1カ所ありますが、この利用度はどのくらい。

それから、今多分その装置を据えてあるところは、充電しても80%ぐらいしか充電できないというそういうふうな装置だというふうに思いますが、あと四、五万円かけたら100%まで充電できると、そういうふうな装置もあるわけです。その辺のことについては。

○片渕克也企画財政課長

2月に完了いたしましたので、まだ実績というのはつかんでおりません、申しわけないですけども。

それと、一応充電器の助成については、NEDOというところの団体からの補助を受けておりまして、いわゆる規格ですね、そういったものにも全て制限がつけられておりますので、特別に町が上乘せしてどうこうというのはできないような事業の形態でございましたので、今のような機械がついているということになっております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○大串武次議員

関連ですけど、公用車の購入費関係で今年度軽のバンを購入されることになっていきますけど、軽は何年とか普通車は何年とか、そういうような定期的になので更新されているのか、順次古くなったからというふうな、そういうふうな何もないのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○片渕克也企画財政課長

特段使用の年数というのは定めておりません。合併してからそのまま、まだ更新をしてない。ハイブリッド車については、補助がございまして結構入れましたけれども、もともとあった車というのは更新を余りしてないような状況でございます。かなり年数も経過しておりますので。公用車については、なるべく長もちをさせるというふうな方針でやっておりますので、運転が危ないなという前までは乗りたいというふうに考えております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次にページ数56ページの企画総務理費から61ページの地域づくり推進費積立金まで。ただし、地域おこし協力隊員、道の駅及び有明空港基金関係の補助金は除きます。

○溝口 誠議員

57ページの特別旅費ですけども、この説明資料では6ページです。政策立案研究費ということで、新規で新たにされておりますけども、白石町人口減少問題プロジェクト

トチーム、これは課長さんたちでされてます。非常に素晴らしいです。結果を出しております。また、この政策立案研究費で5名ということでありまして、採用後10年未満の職員を入庁年次順で5人1組するというのでチームを編成する、この人選の中身についてひとつ伺いたいと思います。

○片渕克也企画財政課長

本年度の新規事業として、政策立案研究費というようなことで計上いたしております。人選については、基本的には手挙げ方式と、意欲のある人手を挙げてくださいというような形でいきたいと思います。ただ、5人に達しない場合は、人事のほうと打ち合わせをして指名ということにしたいというように考えております。

○溝口 誠議員

それでは、返答をしていただいて、新年度の予算事業とか予算外事業等で実施をするということですので、非常にしっかりした人選をしていただいて、実のあるものにしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○西山清則議員

予算資料説明書の5ページですけども、この分で公共施設が全て含まれているのか、それと全てを調査をされるのか特定施設を調査されるのか、そして調査の方法はどのように行われるのか。

もう一点。10ページの婚活サポート事業の職員費用、旅費となっておりますけども、このPRの方法はどういったふうに考えておられるのかを伺いたいと思います。

○片渕克也企画財政課長

まず、公共施設のマネジメント費であります。

基本的には、いわゆる全ての箱物それから道路、水道、下水道、これらのインフラ全てを調査対象とするというふうなことで予定をしております。ただ、道路、橋梁等については、ストックマネジメント事業、ストック改善事業等で既にずっと路線ごとに調査に入っている段階ですので、その辺は重複しないように見きわめながら策定したいと思います。そして、この施設のチェックにつきましては、基本的には外部に委託をしたいというふうに考えております。

それと、申しわけございません、婚活サポート事業の「旅費」というふうに上がっておりますけれども、「需用費」、「消耗品費」の記載誤りでございます。訂正をお願いします。

○白武 悟議長

この項目を残したまま暫時休憩をいたします。

10時23分 休憩

10時50分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

○百武和義総務課長

先ほどの高速印刷機の件で追加の答弁をさせていただきたいと思います。

購入とリースとではどれくらい金額が違うのかという御質問でございました。これについては、購入とそれから5年リースでの比較で、金額が43万円ほど購入のほうが安いということになっております。

○片渕克也企画財政課長

先ほどの西山議員の御質問でございますけども、10ページの婚活サポート事業費の説明資料のほうの訂正をお願いいたします。「需用費10万円」、「職員旅費（関東、関西地区PR）」というふうになっておりますが、この説明欄を「消耗品費」というふうに訂正をお願いいたします。

○白武 悟議長

それでは、56ページから61ページの地域づくりまで、質疑を続行します。
質疑ありませんか。

○井崎好信議員

先ほどの西山議員との関連で、10ページの婚活サポート事業の件でございます。

昨年度婚活サポート事業というようなことで発足をされて、まだ1年はたっていないように思いますけれども、12月議会でもカップルができるような雰囲気がある方があるというふうなことも伺っておりました。今現在の状況、登録がどのくらいなされているのか、いろいろ17名の方が活動をしておられる中でわかればその辺のお答えをいただきたいと思います。

○片渕克也企画財政課長

手持ち資料を持ってませんが、今登録者が36名だったかというふうに記憶をいたしております。そのうち女性が10名くらいおられたかなと思います。女性の中には、小城市とか近隣の市町からも登録をいただいているところでございます。

○井崎好信議員

36名が登録されているというような、女性が10名ということで、男性のほうが多いわけですが。私いろいろサポーターの方ともお話をする中で、サポーターの方は、私手持ちでございますが、婚活サポートシートというマル秘を持ってらっしゃいます。登録をしていただけないですかという方に同意する方がここに名前なり、あるいは住所なり電話なり職業なりあるいは最終学歴とか家族の状況なりを書いて、同意しますということで登録されるということでございます。

やはりこの17名だけの活動では限られると思うわけですが。サブ的なサポーターも必要じゃなかろうかなと私は思うわけですが、私たち議員なりあるい

は地域を御存じの駐在員さん方にこのサポートシート、こういったものをよければサブサポーターとして何枚かやって、そしてまた地域なりあるいは地域外、本来地域外の例えば女性の方を御紹介していただくのが人口もふえるというようなことで、地域外がベターかと思いますが、そういった形でサブ的なサポーターの方の了解をいただければこのシートを差し上げて、そしてまたサポーターに御紹介をするというような形をとったほうが効率的にといいますか、より多くの方が御登録できるんじゃないかなというふうな思いでございますが、その辺どういうお考えでしょうか。

○片渕克也企画財政課長

当初婚活サポーターの募集のお願いをしたときに、そういった地域の駐在員さんともどうかというようなことで検討をしたわけですが、現実的に考えて自分の地域の人たちには顔を知られとるけん余り頼みとうなかというのが結構多い意見でもありました。そういうことで、今やっているのも、その地域の出身の方があそこの息子よかけんというようなことで進めていただくケースもございますけれども、なるべく関係のないサポーターに、別の地域の方をお願いをしたりもしているような状況であります。だから、微妙な問題でありますけども、必ずしも地域の人だからというのも、それでうまくいくかというところでもない面もあるように思います。ですから、当面は今17名の方でお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○溝口 誠議員

57ページの13節の委託料、スカイパークふれあい郷管理委託料7,875万円ということで、この金額ですけども、前年度とそんなに変わらないと思いますけれども。去年来、決算の時期もこのふれあいパークの管理についていろんなお話がございましたけれども、この金額をされた理由をお聞かせ願いたいと思います。

○片渕克也企画財政課長

今白石町の文化振興財団のほうに指定管理者で委託をしているわけでございますけれども、現在の利用状況等を判断いたしまして前年同額というふうなことで委託料を計上しているところであります。

○吉岡英允議員

ページ数60ページをお願いいたします。

60ページでコミュニティタクシー運行補助金というふうなことで1,550万7,000円ございますけれども、この補助に至った、これも去年の継続というふうなことで補助をされているわけなんですけれども、今回の額を算出された根拠をお教えてください。

それと、61ページの中ほどの14節ARコード使用料というふうなことで13万円ございます。ARコードとは何かですね。

○白武 悟議長

ここは後のほうでありますから、61ページの推進費積立金のところまででお願いします。

○吉岡英允議員

わかりました。

なら、コミュニティタクシーの算出根拠をお願いいたします。

○片渚克也企画財政課長

このコミュニティタクシーの運行補助金につきましては、運行費用と運賃の差額分ということで算定をいたしております。そして、平成26年度で1回団体からも要望がございましたので、見直しをさせていただいたところでもあります。

以上です。

○片渚 彰議員

ページは57ページです。13節の委託料の中のふれあい郷プールのろ過器改修の工事についてですが、このろ過器と、それとあそこのプールはものすごくいい設備が備わっていると思いますが、オゾン殺菌装置もあります。今現在もそのオゾン殺菌装置も営業して使っておられるのか、お尋ねします。

○片渚克也企画財政課長

一応今回は全自動のプールのろ過器の補修ということでお願いをしているところでもあります。

○片渚克也企画財政課長

井崎議員のときに、私「36名」というふうに申しましたが、申しわけございません、3月13日の登録者が「48名」ということになっているようでございます。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○岩永英毅議員

60ページ、廃止路線代替バス調整負担金150万円、それから生活交通路線欠損補助金380万円、廃止路線代替バス運行費補助金154万5,000円、この3つの説明をお願いします。

○片渚克也企画財政課長

まず、一番上に書いております廃止路線代替バス調整負担金でございます。

この分につきましては、小城市としております。福富から牛津駅まで運行している分を小城市と白石町との共同でしておりますので、その分の負担金でございます。

そして、中ほどにあります運行補助金でございますけれども、これについては、この小城市と共同でやっている部分についても個々の補助がございまして、そのルールでまず負担金を出しております。そして、そのほかに結局利用者が白石の人が多いということで、その補助外の部分について小城市と取り決めをしております、その分を白石町が上乘せして支出をしているというような取り決めをいたしておりますので、そういったことであります。

それと、生活交通路線欠損補助金でございます。

これは、鹿島、佐賀の区間にバスを運行しておりますけれども、この分の利用者が少ないということで、赤字が出てくるというようなことで、この分各沿線の市町がその区間に応じて補助をするという事業でございます。

以上でございます。

○岩永英毅議員

生活交通路線欠損補助金の鹿島から佐賀で、祐徳バスのことでしょうか、百貫橋から六角橋までキロ数割。（「延長割」と呼ぶ者あり）日に何本じゃしか走りよらんばってん走らす分だけ赤字やろうか、実態はどうなのか。

昼間はこの前ちょっと見よつたらちょうどバスが来たばってんが、1人乗っとるじゃったじゃけんこういうのは赤字やろうとは思ひよつたばってん。それで、肝心な通勤に使われる時間はなかとです。その辺が走らす分赤字やろうばってん、一番需要の多かろうなというときは時間帯なかですもんね。そこん帯の経済運行というか、そういう努力はしよんしゃろうか。ただ、赤字、走らせとけ補助金もらうけんよかくさんということじゃなかろうか。そこら辺もう少し全市町で検討して。

朝晩のあれがなかとです。最終は6時ぐらいです。こっちの6時やけんがとても佐賀からは帰ってこられん、通勤には使われんというような状況ですので、そこら辺市町村で連携をとって、損はなかばってん負担しおうて、そこら辺の経済運行というのももう少し検討して補助すべきじゃないかというふうに思いますけども。

○片渕克也企画財政課長

確かに各市町で延長割で赤字の部分を負担しているということになりますけれども、毎年運営会社とも会議を持ちましてお話をしているところでございます。運営会社のほうでも、経費的にはかなり切り詰めたところで運営をしていらっしゃいます。ただ、1人でも交通弱者といいますか、御高齢の方とか手段がないということになれば、県都である佐賀に行く方法がなくなるというふうなことになると思いますので、打ち切るというのはなかなか難しいものがあるのかなというふうに、沿線各市町そういうふうにご考えておられることだと思います。

○岩永英毅議員

切れとは言っておりません。だから、使いやすい時間帯に運行したらどうかというのを検討されたほうがいいんじゃないかと。特に病院に行く時間あるいは病院から帰る時間、そういうのに利用できるような時間帯を設定するとか、そこら辺をもう少し

通勤通学のことも考えて運行をしたらどうかというふうに思います。

○田島健一町長

ただいまの岩永議員の公共機関であるバスの補助についてのお話でございますけれども、公共交通機関のバスというのは、私どもと関係するのは鹿島佐賀間の路線バスがあるわけでございますけれども、中には佐賀駅と市内を回るバスとかいろいろあるわけございまして、佐賀駅とかそういった駅と市内とを結ぶところについては、先ほど議員言われたように、朝夕の通勤とかなんとかにあるわけでしょうけれども、鹿島と佐賀を結ぶ路線につきましては、交通弱者といわれるお年寄りの方たちの利用というのがメインじゃないのかなというふうに思います。そういったときにどんな方が利用されてるのか、もちろん詳細に吟味をして検討をしていくということが大前提ではございますけれども。

私が今まで知り得る範囲の中によりますと、鹿島から佐賀といえますか、今県立病院、好生館は、祐徳バスも市営バスも唐津からのバスも全て好生館に一旦回って行ってらっしゃいます。そういうことで、交通弱者の方たちの利用が多いわけで、県病院も多いわけございまして、そういった者がメインじゃないのかな。そういったことからすると、朝夕というよりも同じ本数を走らせるにしても、昼間の時間帯にということになっているんじゃないのかなという気がいたします。これについては、先ほど来議員言われるように、協議会等々があればその中でしっかりと議論をしていかにやあいかなやろうというふうに思います。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次にページ数61ページの広報広聴費から65ページの諸費負担金補助及び交付金まで、質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

改めて、次に61ページの中ほどですけども、14節のARコード使用料というようなことでお尋ねをいたします。

ARコードとは何でしょうか、よろしく願いいたします。

○百武和義総務課長

このARコード使用料につきましては、画像に動画を張りつけるサービスを受けるための使用料ということでございまして、ホームページ上とかでこういった動画を張りつける際に使用料を払っているということでございます。

○吉岡英允議員

そしたら、この町のホームページに活用しているというようなことで捉えていいん

でしょうか、ホームページだけと考えていいんですか。

○百武和義総務課長

今のところホームページのみということでございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

62ページの14節、このIDCハウジング費用とありますけど、この中身を教えてもらってよろしいでしょうか。

○百武和義総務課長

このIDCハウジング費用648万円、これにつきましては、今本庁のほうで使っております内部情報システム、これが財務会計とか文書管理とかグループウェアとか人事給与システム、こういったシステムがございますけども、これに関するサーバー17台がございますけども、これについて株式会社佐賀IDCのほうにハウジングを行いというか、そこに置かせていただいて、その危機管理をしていただいております。その費用でございます。

○前田弘次郎議員

65ページの防犯灯はいいんですか、19節の防犯灯設置。

○白武 悟議長

はい、よろしゅうございます。

○前田弘次郎議員

説明書で2ページのところですけど、これ川崎議員も聞かれたと思いますけど、新設交換というのは全てLEDに交換ということでしょうか。それと、そのLEDの色は白色なのか。防犯という意味でいえば、青色が防犯の抑制になるとかなんとかといって青色を勧められますけど、その辺の検討はされてるのでしょうか。

○百武和義総務課長

まず、全てLED化ということでございますけども、全てLED化ということでしていただくように考えております。

それと、あと色につきましては、白色ということで考えておりますけども、ただ質問に出ておりましたけども、害虫対策とかそういったものでどういう効果があるのか、この辺は検討させていただきたいと思います。

○前田弘次郎議員

害虫に対しての色のあれですか、防犯という意味での色のあれじゃなくて。青色をつけた場合、害虫に対しての被害があるということですか、今の答弁は。青色というのは防犯を抑制するためであって、害虫のことではなく私言ったつもりだったんですけど。

○百武和義総務課長

防犯の意味からでの青色ということでございますけども、特に青色だから防犯上色的にいいのかなという効果等についても検討させていただきたいと思います。

○前田弘次郎議員

防犯で青色というのはある程度どこかの町で実施されてるんです。犯罪者の気持ちは青色を見るとしないようなあれになるということで、実際これされてますので、その辺検討をよろしく願いしときます。

○百武和義総務課長

先ほど言われたように、青色は防犯効果があるとかそういったことで実践もしてある市町もあるようでございますけども、その辺の色についても検討したいと思います。

それと、済みません、先ほど吉岡議員の質問の中で、ARコードの件で間違っただけで答弁をしておりました。これはホームページではなく、スマートフォンなどのアプリを使用したサービスということで、特にホームページではないということでございます、済みません。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○大串武次議員

62ページの14節の使用料及び賃借料のところ、土地借上料がどこなのか。電柱共架料とかというんですか、これの内容と、グループウェアリース料88万1,000円なり600万7,000円、867万9,000円、この内容説明をお願い申し上げたいと思います。

○百武和義総務課長

まず、土地借上料、電柱共架料、この件につきましては、ケーブルテレビ網を張りめぐらせておるわけでございますけども、その電柱を立てる際の土地の借上料なり、それから九電とかNTTとか、そういった電柱に共架をさせていただいております。その借上料ということで予算をお願いしております。

グループウェアのリース料につきましては、職員1人1台パソコンを使用しておりますけども、このパソコンのリース料とか、それからあとサーバーのリース料、こういったものでございます。

それと、その下の電柱共架料の5,000円というものがございまして、これも町のグループウェア関係、こういったことで電柱の共架料が3本分発生をしております。

て、その共架料が5,000円でございます。

以上です。

○大串武次議員

その借上料の意味は全部わかりましたけど、まだ電柱の共架料が60万7,000円ということは、まだどこか工事がずっと拡大していると、ケーブルがまだ拡大されているというふうな解釈でいいんですか。

○百武和義総務課長

この電柱共架料については、既にお世話になっておる分でございます、毎年こういった金額をお支払いするということになります。新しく発生するものは新しく共架をお願いしたりするケースもあるかと思えますけども、この設備を施工した際に、白石町のほうで立てた電柱のほかに共架をお願いした九電柱、NTT、こういった電柱については、そのときにお世話になって、それ以来ずっとこういった金額を使用料としてお支払いをしているものでございます。

○白武 悟議長

ほかにありませんか。

○井崎好信議員

今先ほどの関連でございますが、電柱の共架料の件でございます。

契約が九電あるいはNTTに対しての支払いだと思いますが、ケーブルワンなりあるいははがくれや藤津ケーブルにも当然ケーブルテレビを利用している方は使用料を払っているわけです。そういった中で、毎年こういった共架料が発生してくるというのもいかがなものかなとは思いますが、その辺の契約上どうなるか私も知り得ませんが、そういうケーブル会社も使用料を取っている以上は、委託しているとはいえ共架料をケーブル会社も払う必要も出てくるとは思いますが、そういう契約にしかかってないわけですか、町が払うというような。

○百武和義総務課長

先ほどの井崎議員の御質問ですけども、この地域情報通信基盤整備、基盤設備、ケーブルテレビの維持経費です。これにつきましては、需用費で電気料とかがあります。それから、役務費では、九電柱の共架の紹介手数料とかもあります。それから、委託料では、ケーブルテレビの機器保守委託料、それから使用料及び賃借料では、先ほど申し上げましたように、自営柱をお世話になっておるところの土地の借上料なり、先ほど言いました電柱の共架料、この一切の費用で1,313万2,000円ほど経費がかかっております。

1,313万2,000円、この金額については、契約によりましてケーブル会社のほうから全額いただくということにしております。ということで、町の持ち出しは、管理の分については一応なしということになっております。

○西山清則議員

予算書の63ページと64ページ、目の12の交通安全対策費ですけれども、交通安全指導員さんと交通安全協会の委員さんと、有明地域と白石地域は兼任されていますけれども、福富地域だけは別々になっております。それで、免許証をとりに行くときは協会費を払う人が少なくなってきた、その費用で各市町にずっと割り当てがくるわけですけれども、なかなか協会の金が少なくて。

以前は福富地域でも、交通安全週間のときはパレードを毎日ずっとやっとならぬですけれども、ここ最近数年間やっていませんけれども、一緒にする指導を町でできないのかなと思って。ここで言うのもなんですけれども、お願いしたいなと思ってますけど。

○百武和義総務課長

交通安全指導員さんとそれから交通安全協会の役員さん、この方たちが白石、有明地域は一緒の方、それから福富地域はそれぞれ別の方ということで、これについては、合併以前からそういったことで進んでおられまして、今現在も同じ体制で進んでおります。交通安全指導員さんについては町のほうからの委嘱ということでございますけれども、交通安全協会のほうは、白石警察署の交通安全協会の支部がございまして、そちらのほうからの御依頼ということで、委嘱の形が違ってございまして、なかなか一緒の人にしてくださいとか、そういったことが今のところできない状況でございます。

そういったことで、特に福富地域は、交通安全対策の事業についてそれぞれ分担されながら、この分野は交通安全協会をお願いします、パレードは協会のほうでお願いします、そのときの街頭指導を交通安全指導員でしますという形で現在のところ進められております。これを一緒にしたほうがいいのか今の形態で別々にしたほうがいいのか、その辺のメリット、デメリットがはっきりしないということもございまして、今の体制でしばらく進んでいくしかないのかなというふうに思っております。

○久原房義議員

予算書の64ページから65ページに若干かかりますけれども、ここで空き家の件で4項目出ております。いろいろ委員の謝金であるとか設計委託料でありますとか工事費とか補助金ということで、頭出しの1,000円がほとんどですけれども。

空き家が既に倒壊しておるとかというところについては、周辺の皆さんが大変困られておるわけです。今すぐにでも撤去をしなければいかんというような箇所が何カ所も町内にもございます。空き家もいろいろあって、ちゃんと立派に保全管理をされておる空き家もあるし、全く放任状態で既に倒壊もしたる、危険だというような空き家もございます。

これ何年ですか、この条例ができてから、町で執行したのがまだないだろうと思っておりますけれども。ただ、新年度もまだ頭出しで、具体的にどこそこをやるというような計画までは出てないようなんですけれども、とにかく危険な状態のところは早急にやらんといかんと思うわけですけれども。ただ、町で一方的にはなかなかできないということもあるでしょうけれども、その辺の実態です。なぜ空き家の危険箇所についての対策

が進まないのか、その辺のことについてちょっとお尋ねしたいと思います。

○百武和義総務課長

空き家対策についてお尋ねでございます。

この件につきましては、平成25年4月1日から条例の施行をしておるところでございます。合併以来現在まで24件の相談がありまして、このうち全てが建物ということではなくて、雑草が生い茂っているとかという環境面での相談も含めたところで24件でございますけども。検討委員会を昨年8月に立ち上げましたけども、この中でそれぞれの担当課のほうで、環境面であれば生活環境課、建物自体であれば総務課とかそういった分担を明確にして。

この前議会のときに申し上げましたけども、今度の法律改正で所有者を固定資産台帳を用いて調査をできるということになりましたけども、それ以前につきましては、近くの方への聞き取り調査とか、それからあと戸籍のほうはうちのほうで照会とかできますので、そういった照会を行うとか、そういったことで所有者をある程度特定できたものについては、個々に文書でとかまた電話等で早急な対応をお願いをして、24件中5件は解決はできたところでございます。ただ、先ほど久原議員おっしゃったように、非常に危険で崩れかけておるし、外壁が一部落ちておるといふところも出てきております。そういったことで、先ほど申し上げた条例に基づいて。

条例のほうでは、実態調査をして危険家屋というふうに判定ができれば、助言指導それから勧告それから命令それから公表して代執行という一連の流れで条例のほうを定めておりますけども、まだこの条例に基づいたところでの執行はできておりません。県内でもまだ代執行まで至ったところはお出てきておりません。特に西部地区、杵島、武雄それから伊万里のほうで検討委員会といいますか、連絡協議会のようなものを立ち上げまして、そこでいろんな勉強をしながら進めておりますけども、なかなか先に進んでおりません。

ただ、今回所有者の特定がやりやすくなったということで、ぜひこの条例に基づいた執行といいますか、代執行ということでなくて、先ほどの流れに沿った執行をしていきたいということでは考えておりますけども、ただいまのところ特定してここをということではございませんでしたので、頭出しということで予算を上げさせていただいております。

新年度に入りましてから、特に空き家の危険度の判定については、報償費のほうで上げとりますけども、判定委員会を開いて、その判定委員さんのほうに危険度を判定していただいて、それが危険ということになればその後の条例に沿った形で進めていきたいというふうに考えておるところでございます。ちょっとおくられているということでもうちのほうも考えております。そういったことで、早急に対応を進めていきたいということ考えております。

以上です。

○久原房義議員

非常に難しい問題ではありますけども、これは2月でしたか、須古の馬洗の老人会

に私たち議員で出前講座に行った中でもそういう意見が出ました。とにかく何やかんや飛んでくると、とにかく町でどがんないしてくんさいということで、非常に強い意見要望が出たわけですけども。

今行政でどこまでの強制力があるか。所有者は特定できたと、所有者にいろいろ連絡をとって所有者が自分でやっていただくのがこれはもう一番よかわけですけども、なかなかそれに応じていただけんということで、どこまで所有者の同意がなくても町で代理執行ができるものなのかどうか、そこら辺はどうですか。

○百武和義総務課長

これについては、先ほど申し上げましたように、条例のほうでずっと流れをつくっておりますけども、まず実態調査をして危険度判定をして、危険であるということになれば助言及び指導ができるとなっております。助言及び指導を行いまして、これで所有者の方が期限までに必要な措置を行わなかった場合には、次は勧告ということになります。その勧告をしてもなお期限までに従わない場合は、再度期限を決めて命令ということになります。この命令に従わない場合、氏名等を公表するということになります。それでもこの命令に従わない場合は、従わないで著しく公益に反すると認められたときに行政代執行法に基づき代執行を行うことができるという流れになっておりまして、代執行まで、町のほうで解体までするということになるにはこういった手順を踏んでいくという必要がございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○草場祥則議員

予算書の64ページ、委託料で、防犯カメラ保守点検委託料といいますか、私機械に疎いもので、これはどういうふうなもので、それでこのビデオはどういうふうな保存といいますか、そこら辺をちょっと教えていただきます。

○百武和義総務課長

64ページの防犯カメラの保守点検委託料の件でございますけども、これにつきましては、今現在本町のほうでは、白石駅とそれから竜王駅の2カ所に防犯カメラを設置しております。これについては、現地にボックスを置いておりまして、鍵をしてその中にレコーダーと一緒に置いておりまして、そこである一定期間録画をしているということです。それで、主に白石警察署のほうからこのテープについて見せていただきたいということでの依頼があった場合にそれをお見せしております。

○草場祥則議員

それは何か月間とかそのような区切りはないわけですか、ずっと撮っとくわけですか。

○百武和義総務課長

もちろん録画でございますので、永久に撮るということはできませんので、ある一定の期間、期間については後もって御報告しますが、何週間とかそういった期間での録画になると思います。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次にページ数65ページの徴税費から74ページの監査委員費まで。ただし、69ページと70ページの戸籍住民基本台帳費は除きます。

○久原房義議員

67ページの税務のほうになりますけども、過年度過誤納金及び還付加算金670万円ですけども、ここの内容説明をお願いしたいと思います。

○吉原拓海税務課長

67ページの一番上の過年度過誤納金及び還付加算金について御説明を申し上げます。

実は、町税のほうにつきましては、遡及で還付、例えば1年前、2年前というふうなことで、町税については、さかのぼって申告される場合に減税になった場合は還付があったり、法人税につきましては予定納税がありまして、確定申告等がありますと還付が発生する場合があります。また、固定資産についても、さかのぼって当町のほうで課税誤りがあった場合は還付するようになっていますので、そういうふうなものについて還付の予算を組んでおります。町民税分について250万円、法人税につきましては350万円、固定資産税につきましては60万円、軽自動車税については10万円というふうな、一応見込みというふうな額で予定を組んでる状況でございます。

○内野さよ子議員

その同じページの67ページですが、ファイナンシャルプランナーの委託料ということで、これ詳しく説明をしてあります。説明資料11ページです。実績が410万円というふうに納付の実績額もかなり上げてあります。このかなり上げてあるということは、未納の方への御案内とか、そういうふうなことをされていると思います。

それと、帳簿等では、相談関連のところについて表示を私が見つけ切らないのかわかりませんが、どういう方法でこういう方の御紹介をしてあるのかということと。

それから、税以外の負債を整理することができるというふうなことが書いてあります。このような方は、税以外の方々ということで、例えば多重債務とか消費生活とか、そういうようなものも関連があるのかなというふうに思ったところです。そういうようなことで、2点お願いします。

○井崎直樹収納対策専門監

ファイナンシャルプランの件でのお尋ねです。

まず、該当者の方々につきましては、まず滞納者の方々にお話をさせていただく中で生活苦をお持ちであるという場合に、ファイナンシャルプラン制度を始めましたと、26年5月から始めております。その相談会にお見えになりませんかという言い方での誘いになります。本人さん了解の上で来ていただいて相談に応じていただくと。

この相談会につきましては、ファイナンシャルプランの資格をお持ちの相談員にお願いをしております。その相談員の方がいろんなアドバイスをされます。どうすれば債権が減っていくのかあるいは収入がふえる方法はないのかとか。そのケースケースで本人さんから選んでいただくようになってます。どれが自分に合った債権なのかということで、その選んでいただいた結果がこちらに完納分7件ということで上がっております。これ以外にも分納誓約によって納めていただいている分もありますが、まだ継続中がございますので、確定した金額だけ報告させていただいております。

次に、広報活動のほうですが、今現在税を中心とした相談になっております。ただ、水道とかお持ちの場合もございます。あるいはほかの私債権の場合も出てきておりますが、まず今実例で上がっておりますのは水道です。税金、水道の場合は、水道課の職員も同席していただきます。お話を一緒に聞いていただく中で分納誓約を結んでいただける場合もあるということになります。なお、他の市債権の担当部署にもこういった相談会の実施をしておりますということで来庁されて、困ってらっしゃる場合は相談会へ誘っていただくように案内をしております。

まだ広報等での周知はいたしておりません。こちらのほうにいらっしゃる方をまず優先といいますと何ですけども、それも本人さんが前向きに取り組みたいという方への案内をまず先にしてからということを進めさせていただいております。

以上です。

○内野さよ子議員

よくわかりました。

税以外の負債をということで、それは水道とかそういうふうなものもあるのかなと思います。先ほど私も多重債務とか、そういうようなことも関連のあることがあるのではないかというふうに思ったんですが、当町には、毎週木曜日に消費生活相談とかも関連があります。そういうような方たちも、あるいは税金の滞納の方もあつたりすることもあるかなと思いましたので、そういう部署にも呼びかけとかしたほうがいいのかなともちょっと感じましたので、思いました。

ファイナンシャルプランナーの方については、最近かなり実力を上げて活動されていますけれども、この方は町外の方なのか、その辺のところをお願いします。

○井崎直樹収納対策専門監

お尋ねの件です。

多重債務をお持ちの方確かにいらっしゃいます。そういった場合、金額にもよります。ローン会社の過払い金が発生した場合があります。そういったときに、弁護士を立てますと着手金と成功報酬をとられますが、金額によっては本人さんがしたほうが良いと。

過払いにつきましては、ローン会社は全額返すことはないです。うちのケースの場合で、過払い金が判明して初めて催促がなくなったとおっしゃっていただきました。それまでは過払い金があっても催告がされてたといった方々もいらっしゃいます。1件本人さんから、どういったら弁護士の着手金、成功報酬をとらずに、本人さんの交渉のマニュアルというのを相談員が書いて渡しますので、それで過払い金の払い戻しがあった場合もごさいます。

関係する部署につきましては、これからもこういった相談会、特に一般的な消費者相談とはちょっとケースが違っておりますので、一概に一同とは言えないと思います。また、福祉関係のほうで生活困窮者の方の相談業務を始められてるように聞いておりますので、そこにつきましては、こちらは税とか私債権の滞納のある方を対象にしていきたいと思っております。

それと、相談員の方ですが、今現在来られている方は佐世保の方になります。お勤め先は、福岡の弁護士事務所の事務局長をされてる方です。ただ、ここが来年からは会社組織がちょっと休止状態になっとなったいろいろな事情がございますけども、その方が交代で来られる場合がございます。1人限定ではございません。なお、ちなみにきょうもファイナンシャルプラン相談会を実施しております。本日相談日になっております。

以上です。

○吉原拓海税務課長

少し補足説明をさせていただきます。

実は、平成26年度からこの事業を始めております。実は町税の滞納者で、我々からいいますとどうしても焦げつきが多い方、そういう方を中心に生活設計をやり直さないとまず納税のほうには結びつかないというふうなことでやっております。少なくとも単年度じゃなくて5年ぐらをやるといふことで考えておりますので、初年度2年ぐらいは税それか公債権あたりを中心に、それから少し横に伸ばしていきたいというふうなことで考えております。今のところ、広報というよりも多額の滞納者のほうの御相談を先にさせてもらっているという状況でございます。

以上です。

○西山清則議員

予算書の68ページの19節の負担金ですけども、県滞納整理推進機構負担金でありますけども、この滞納整理推進機構といたらどういったことをされているところかを伺いたいと思っておりますけど。

○井崎直樹収納対策専門監

こちらページ68ページの19負担金のほうにあります県滞納整理推進機構負担金40万円の件ですけども、こちら佐賀県内の市町とそれから県の収納対策室が一緒になって徴収事務に当たる機構になっております。

一番初めの経過を申し上げますと、21年から23年まで1期目ということで、職員を

出向させて差し押さえなどの徴収のノウハウについての研修に職員を派遣しております。2期目が24年から26年までになっております。それで、今度3期目に入ります。3期目に入りまして、今後どうするかという県内の会議がございましたけども、市町からはまだ続けてほしいという要望を出しまして県も了解していただいております。これにつきまして、今県内で入っていない、来年から入っていないのが佐賀市、佐賀市は設立当初から入っていらっしゃいません。それから、今度から不参加になりましたのは鳥栖市になります。佐賀市と鳥栖市を除く8市と10町が組織機構として入っております。職員を派遣しまして県の徴収事務に対する差し押さえあるいは督促、そういったノウハウを学んできて、直接執行後は収納対策に戻りまして徴収に当たっているというのが今の実情になっております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次に消防費のページ数145ページから149ページまで及び178ページの11款災害復旧費から最終の188ページまで、質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

148ページ、13節委託料、災害時避難者送迎委託料です。これはどういう意味合いの委託料なのか、説明をお願いします。

○百武和義総務課長

ページ148ページの委託料のところの災害時避難者送迎委託料9万円の件でございます。

これにつきましては、災害が発生したまたは発生しそうなときとかに避難所を開設をいたしまして、そちらのほうに町民の方に避難をしていただくわけでございますけども、この際に御自分で避難所のほうへ行けない方を対象に、町内のタクシー会社のほうに委託をいたしまして送迎をしていただくという内容でございます。

○溝上良夫議員

その場合、災害時に町が避難者から受けてタクシー会社に連絡をするという体系でよろしいんですか。

○百武和義総務課長

避難者のほうから町のほうに避難したいんだけど行く手段がないと、そういったことで御相談があった場合に、町といたしましては、誰もかれもということにはなりませんので、特に要援護者の方を対象ということで考えておりまして、そういった要援護者に該当された場合には、町のほうからタクシー会社のほうに連絡をして送迎をしていただくということでございます。

○白武 悟議長

この項目の質疑を続けたまま暫時休憩をいたします。

11時56分 休憩

13時15分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

○百武和義総務課長

午前中の審議の折に答弁を保留しておりました分のお答えをさせていただきます。

当初予算書の64ページ、13の諸費の中で、委託料、防犯カメラ保守点検委託料のところですが、録画のサイクルですが、2週間単位でずっと更新していくというサイクルになっているそうでございます。白石駅も今つけております。（「解体してからもついとる」と呼ぶ者あり）解体する際には違うところに移設して設置をしておりますので。（「設置をしとる」と呼ぶ者あり）

○白武 悟議長

それでは、9款消防費、ページ数の145ページから149ページまで、それから178ページの11款災害復旧費から最後の188ページまで、質疑ありませんか。

○西山清則議員

146ページの負担金補助及び交付金ですが、消防学校入校負担金18万円がありますけども、これは町の職員が入校する分ですか、それとも杵藤広域圏で消防学校をやっている分の負担金かどうかを伺いたしたいと思いますけど。

○百武和義総務課長

消防学校入校負担18万円の件ですが、これについて、本町のほうで新しくなった部長等、こういった者を対象に入校していただく分です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○岩永英毅議員

147ページ、消防装備品購入費、これ防火服だけで書いてありますけれども、ヘッドライトの装備をしてはどうかと。特に最近は徘徊者といいますか、行方不明者が多いので、夜出動するときが多いので。団に全員分というわけにはいかんでしょうから、各部に何個ずつか配布してはどうかというのを言うておりましたが、その辺は検討されて防火服だけになったのか。

○百武和義総務課長

消防団で使用しますヘッドランプのことについて御質問でございます。

この消防団確保対策事業につきましては、県の補助事業ということで平成26年度から28年度までの3カ年実施をされます。26、27で防火衣を整備をして、その後の28年度でヘッドランプについては検討するというにいたしております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、質疑を終了します。

そのまま暫時休憩をいたします。

13時19分 休憩

13時22分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

日程第9

○白武 悟議長

日程第9、議案第32号、議案第33号及び議案第34号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

お疲れさまでございます。本日追加提案させていただきました3件の議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第32号「平成26年度白石町一般会計予算（第8号）」は、国の平成26年度補正予算による地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した本町の取り組み事業に関すること及び排水機場の故障へ緊急対応するために所要の補正を求めるものでございます。

次に、議案第33号「副町長の選任について」は、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。この件につきましては、私のほうから内容説明をさせていただきます。

現在お勤めしていただいております杉原忍副町長から、今年3月31日をもって辞任したいとの申し出がございました。私はこれを承認することとし、後任の副町長に百武和義氏を提案させていただいたところでございます。

百武氏は、本町北区在住で、昭和54年4月に旧福富町事務吏員として採用され、合併後も引き続き白石町事務吏員として財政課長や総務課長などの要職を歴任されております。町職員として35年間という非常に豊富な行政経験をお持ちの方で、私の右腕として町政運営を行うために適任であると判断し、皆様方の御同意をいただきたく提案した次第でございます。

続きまして、議案第34号「佐賀県市町総合事務組合同規約の変更に係る協議について」は、天山地区共同環境組合の佐賀県市町総合事務組合加入に伴う規約の変更につ

いて議会の議決を求めるものでございます。

提案した議案につきましては以上のとおりでございます。議案第32号及び議案第34号の詳細については、担当課長のほうから説明させます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○白武 悟議長

内容説明を求めます。

○片渕克也企画財政課長

それでは、私のほうから今回追加で提案しております議案第32号「平成26年度白石町一般会計予算（第8号）」の主な内容について説明をいたします。

まず、補正予算書の1ページをごらんください。

既決の予算総額に1億3,060万円を追加し、補正後の予算を歳入歳出それぞれ117億9,018万2,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、国の補正予算による地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に係るもの及び排水施設の故障により緊急に修理が必要となったものについて追加で補正をお願いするものであります。

4ページをお開きください。

繰越明許費の補正であります。今般国の補正予算による地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に係るそれぞれの事業について、次年度に繰り越して執行することとしております。

それでは、予算書のページに従って御説明いたします。

予算書の8ページ及び9ページでございます。

地域づくり推進費でございます。

さきに申し上げた地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に係るそれぞれの事業については、全てこの項目に計上をいたしております。事業の内容につきましては、予算説明資料により説明をいたします。予算説明資料をごらんください。

説明資料の1ページには、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の総括表をお示ししております。まず、この交付金については、2つのタイプに分類をされております。第1に地域消費喚起・生活支援型であります。この交付金として5,786万5,000円が算定されており、2ページ目をお開きください。2ページ目の元気しろいしプレミアム商品券2015事業、3ページ目、県プレミアム商品券町内消費拡大事業及び4ページ目の子育て世帯応援事業を計画しているところでございます。

まず、元気しろいしプレミアム商品券2015事業でございます。

プレミアム分として2,000万円を、事務経費として1,000万円を、合わせて3,000万円を計上しております。本事業は、白石町商工会への補助金として支出し、白石町商工会が実施主体となっていただくものであります。なお、商品券の発行総額については、プレミアムの率について10%にするか20%にするかなど、今後近隣市町の状況を見て後日決定することとしております。また、発行時期については、県の事業が6月ごろに予定されていることから、本町では重複を避けて年末の発行を計画してござい

す。

3 ページ目の県プレミアム商品券町内消費拡大事業についてでございます。

6 月に予定をされている県発行のプレミアム商品券をできるだけ町内で使ってもらうため、連動して町内使用分については福引抽せん券による抽せん会を行うものがあります。この事業も白石町商工会への補助事業として計画をいたしております。

また、4 ページ目の子育て世帯応援事業でございます。

平成27年度における給食費の無償化を商工会発行の商品券の交付にかえて実施するものであります。小学校6年生及び中学校3年生の保護者に対し、進学等の経費に充てていただきたいということで、給食費相当額の商品券を交付する予定としております。

次に、第2として、地方創生先行型交付金の事業でございます。交付金額4,503万8,000円と算定をされております。この事業については、5 ページをお開きください。

まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業、6 ページ、地域資源活用観光振興事業、7 ページ、白石がばいよかここ発信事業及び8 ページ、白石農業塾の4つの事業を計画しております。

まず、5 ページのまち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業については、白石町の人口ビジョンや総合戦略の策定のための事務費を計上いたしております。

6 ページの地域資源活用観光振興事業については、かねがね議会でも御指摘をいただいております白石町の観光資源を有効に活用するための具体的な方策を策定し、観光を通して白石町の活性化を図るきっかけをつくり出す事業として計画をしているところであります。

7 ページの白石がばいよかここ発信事業については、白石町のPRとなるようなビデオの作成や、町のホームページをリニューアルしてスマートフォンへの対応ができるようにするなど、インターネットを活用して白石町の住みよさなどを一層アピールできるような体制の拡充を行うものであります。

8 ページ、白石農業塾でございます。

白石町の主要産業である農業に就農の志のある若者を都市圏から募集し、まずはJAの各支所などに派遣して1年間白石農業の現状を見てもらい、あわせて新規就農への足がかりとしていただくための事業であります。この事業についても、県の農業改良普及センターやJA、町などで構成する農業団体を実施主体として、補助金で交付することとしております。

これらの事業については、国からの指示として、地方の裁量により年度途中でそれぞれの事業に過不足が生じたときには弾力的に流用ができることとされており、各ページに記載している事項については、現時点で予定している事業内容を記載しているところであります。したがって、今後事業の変更の必要が生じた場合などは、議員の皆様のお意見をいただきながら執行していくことと考えております。また、一層の事業効果の発揮と弾力的な執行ができるように2,529万7,000円の一般財源を確保いたしております。

次に、予算書の9 ページの下段でございます。

農林水産業費の水利施設管理事業費であります。

佐留志排水機場の点検を実施したところ、主エンジンの起動を行うためのエアスタータに故障が発見されました。これによりポンプが起動しないことがわかり、近年は3月末から4月初めにかけて季節外れの大雨が降るようなこともございますため、緊急に修理をする必要があります。よって、今回緊急に追加補正をお願いしたところがあります。なお、修繕に関しましては、交換部品の在庫があるということもございます。年度内の完了ができる予定でございます。

以上、一般会計補正予算（第8号）についての説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

○百武和義総務課長

私のほうから議案第34号「佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について」御説明を申し上げます。

議案書のほうに書いておりますけども、地方自治法第286条第1項の規定により、天山地区共同環境組合を佐賀県市町総合事務組合に加入をさせ、議会議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀県市町総合事務組合規約を変更する協議について同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、天山地区共同環境組合について御説明いたしますけども、多久市及び小城市が共同で一般廃棄物処理室施設の設置、維持管理及び運営並びに一般廃棄物である家庭ごみの収集及び運搬に関する事務を一部事務組合を設置して共同処理する決定がなされまして、昨年平成26年10月1日に天山地区共同環境組合を設立されたものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○白武 悟議長

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

13時36分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年3月16日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 井 崎 好 信

署 名 議 員 大 串 弘 昭

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭